

第二次中央区行政改革大綱

中 央 区

平 成 1 7 年 2 月

目 次

第 1	新たな行政改革の必要性	1
1	これまでの行政改革	1
2	区政を取り巻く状況の変化	1
(1)	社会経済情勢の変化	2
(2)	地方分権の進展	2
(3)	先行き楽観のできない不透明な財政環境	2
第 2	行政改革の基本的考え方	4
1	行政改革の基本的視点	4
(1)	区民が主人公の区政運営	4
(2)	時代の変化に即応できる執行体制の整備	4
(3)	健全で持続可能な財政	4
2	行政改革大綱の性格	5
第 3	新たな行政運営の指針	6
1	区民に密着した区政運営	6
(1)	区民との連携の推進	6
(2)	開かれた区政の実現	6
(3)	区民サービスの一層の向上と電子区役所の構築	6
2	柔軟で機動的な執行体制	7
(1)	組織の見直しと職員配置の適正化	7
(2)	民間資源の多様な活用	7
(3)	職員の意識改革と人材活用	8
3	健全で持続可能な財政運営	8
(1)	財政の弾力性の確保とフレーム予算の推進	8
(2)	既存ストックの有効活用	9
(3)	成果重視のマネジメントサイクルの構築	9
付表	行政改革の取組項目一覧	10

第 1 新たな行政改革の必要性

1 これまでの行政改革

本区では、中央区行政システム効率化大綱（第二次）の最終年次を待つことなく、社会経済環境の急激な変化や厳しい財政状況、さらには都区制度改革、地方分権の動きを踏まえ、平成 11 年 2 月に新たな「中央区行政改革大綱」を策定した。この大綱に基づき、厳しい財政環境の中、基本構想の将来像実現に向けて、無駄を省き、限られた財源を有効に活かし、柔軟で効率的な区政運営を推進すべく、積極的に取り組んできた。

その結果、職員数で計画目標を上回る 204 人の削減を始めとする内部努力の徹底、学校警備や給食調理などの委託化、さらには図書館開館日の拡充、窓口時間の延長など区民サービスの向上を図るとともに、一方では幼稚園・保育園の保育料見直しなど受益者負担の適正化にも努め、区民福祉の向上のための行財政基盤構築の面で成果を挙げてきた。こうした取り組みにより、清掃移管を始めとする都区制度改革や介護保険導入などの区政の大きな転換期にあっても、着実な区政の推進を図ることができた。

2 区政を取り巻く状況の変化

これまでの行政改革の取組は大きな成果を挙げてきたが、今日の更なる区政を取り巻く状況変化を踏まえ、将来に向けて十分対応できる行財政システムを確立するためには、行政運営の見直し、時代に適合した行財政システムの再構築が常に求められている。とりわけ「中央区基本計画 2005」の着実な推進を支える基盤づくりのためにも、新たな行政改革の取組は欠くことができないものである。

(1) 社会経済情勢の変化

明るい兆しが見えたというものの先行き不透明な低成長経済の下、急速に進行する少子高齢化、ライフスタイルの多様化、情報通信技術の著しい発展と一般社会への普及、地球環境への関心の高まり、NPOやボランティア活動の活発化、様々な分野における規制改革の潮流など、近年の社会経済情勢の変化は急速である。このような状況は、本区においても、区民ニーズの複雑・多様化をもたらすとともに、行政の施策や運営にも大きな影響を与えている。

特に、急激な人口回復基調にある本区においては、子育て支援ニーズの急速な高まりや新しい区民の増加によるコミュニティの変化などに、その影響が先鋭的に現れている。区政はこうした変化に的確に対応できるよう率先して自ら変革に努めるとともに、新たな行政ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる行政運営を図っていかなければならない。

(2) 地方分権の進展

国の「地方分権推進委員会」（平成7～13年）やそれに続く「地方分権改革推進会議」（13年～16年）、また平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」においては、「地方にできることは地方で」との考え方にに基づき、国と地方の役割分担の見直しが進められている。これは地方に対する国の種々の規制や補助金等による関与を縮減・廃止し、地方の自己決定と限られた資源の有効な利用により、各地域の住民ニーズに応じた最適な施策の形成を可能にしようとするものである。住民に身近で地域の実状をよりの確に反映しうる地方行政においてこそ、地域の課題を総合的に解決することができる。こうしたなかで本区は地域住民とともに行政運営を担う基礎的地方公共団体として、地方分権の理念にふさわしい行政改革が求められている。

(3) 先行き楽観のできない不透明な財政環境

本区は、投資的経費の抑制や行政改革の取組などにより、23区の中では比較的健全財政を維持してきたと言える。しかし、今後は人口増加による新たな

行政需要や既存施設の大規模改修など、財政需要の増大が見込まれている。一方歳入面において特別区民税は4年連続で増加しているが、その先行きは景気の動向により影響を受けるものであり不安定な要因がある。さらに、都区財政調整の協議や三位一体改革による全国ベースの税財政制度改革の動向に大きく影響を受けることから、財政環境は引き続き厳しい状況にある。このような中、限られた財源の中で区民要望に的確に応えられる財政運営が求められており、そのためには、より柔軟で効率的な行財政システムへ向けての改革が必要である。

第2 行政改革の基本的考え方

1 行政改革の基本的視点

(1) 区民が主人公の区政運営

区民は、主権者であり行政サービスの受け手としての顧客であることはもとより、近年は地域の課題にきめ細かく対応する公共サービスの担い手としても積極的ににかかわりつつある。このため、区民の目線から見てより開かれた分かりやすい区政を目指し、区民とともに区政を作り上げていく視点が大切である。

変化の急速な時代にあって、区民が真に必要なサービスを適切に享受できるよう、より質の高い、スピードある行政サービスを目指すとともに、「新しい形の公共」を担う区民の役割を重視する取組を進めていく。

(2) 時代の変化に即応できる執行体制の整備

地域の実情にあわせ、地域の責任で行政運営を行う地方分権の時代に応えるためには、柔軟で機動的な行政組織を確立し、課題に即応できる体制を整備していかなければならない。また、人的資源の重点的・効果的配分を行い、職員配置の適正化を図るとともに、職員の意識改革を進め、これからの時代に対応できる人材を育成する。

さらに、規制改革の流れにより民間の活動領域が拡大していることから、これらの動きを的確にとらえ、多様な資源を積極的に活用するほか、財政支出監理団体等についても、設立趣旨を踏まえ、時代の変化にあわせた活用を図る。

(3) 健全で持続可能な財政

時代の流れに即応し、必要な施策を素早く実現するためには弾力性ある健全で安定的な財政基盤を確立しなければならない。このためには、施策や事業の目的、指標をあらかじめ明確にし、その成果の評価を通して歳出の不断の見直しを進めるとともに、自主財源の確保や区税や保険料、使用料等の収納率の向

上を図るなど、歳入の確保に努める。

また、新たな施設需要に対しては、新規の施設建設のみでなく、区がこれまで整備し蓄積した貴重な財産である公共施設の多様な活用を図っていく。

2 行政改革大綱の性格

行政は、その時々々の区民要望や課題に的確に応えていく必要があり、常に自己変革を怠ることなく行政改革に不断に取り組まなければならない。このため、この大綱は特に期間を設定することなく、本区における今後の行政改革の総合的な指針として策定するものであり、加速する時代の変化を踏まえた新たな取組を明らかにする「中央区基本計画 2005」の推進を支える基盤となるものでもある。

また、この大綱は行政評価や予算編成を通して行う毎年度の事務事業見直しにあたっての基本となるものである。

第3 新たな行政運営の指針

1 区民に密着した区政運営

(1) 区民との連携の推進

区内を活動エリアとするNPO団体が増加し、その活動領域が広がるとともに、区民のボランティア活動も、清掃・リサイクル、介護など多数の分野にのぼり、その役割はますます増加している。地域ごとの実状に即したきめ細かなサービスを提供していくためには、区民を始め様々な主体との連携が必要である。区民や町会・自治会などの地域団体、NPO、ボランティア団体などが区とともに公共サービスの担い手となり、豊かさを実感できる地域社会づくりを推進していく。

(2) 開かれた区政の実現

行政運営の目標は、区民のための区政であり、そこでの区民は、行政サービスの単なる「受け手」ではなく、区が提供する行政サービスの質や量を評価する「主役」である。このため、区民と情報を共有し、行政運営の一層の透明化を図り、区民に対する説明責任を果たしていかなければならない。区は、主権者である区民が的確に判断できるよう情報発信、広報機能を充実させるとともに、財政状況や行政コストなど区政運営の状況を明らかにしていく。

また、区民のニーズや意向を敏感に素早くとらえ、区の方針決定に取り入れるため、区政モニターや区政世論調査などの充実に加え、区民の意見を公募するパブリックコメント制度の導入を図るなど、区民参画の機会を拡大する取組を進めていく。

(3) 区民サービスの一層の向上と電子区役所の構築

区は区民に最も身近な自治体として、区民の目線に立ち、利用しやすい施設運営、区民が満足できる窓口サービス、区民ニーズを先取りした事業の展開な

ど、不断の見直しにより区民サービスの一層の向上を図っていく。

また、インターネットを活用して、誰もが、いつでもどこでも容易に区政情報を入手できるようにするとともに、24時間対応の行政手続や施設予約などを行えるノンストップサービスを実現していく。さらに、IT技術を駆使し、相互に関連した手続きを可能な限り一つの窓口で行うワンストップサービスを目指す。こうした電子区役所を実現するとともに、パソコン等の利用が困難な区民に対する配慮を併せて図っていく。

2 柔軟で機動的な執行体制

(1) 組織の見直しと職員配置の適正化

課題を先取りし、既存組織にまたがる区民ニーズに迅速に応えるため、事務分掌を見直すとともに組織の簡素化を図り、柔軟で機動的な組織づくりを行う。

また、日常的に事務改善を積み重ねるとともに、電子区役所構築にあたっては、これまでの業務を抜本的に見直して経常業務の効率化を図り、生産性と創造性の高い活気ある組織を築いていく。財政支出監理団体等においては、時代の変化に対応し、団体の自主性を発揮する視点での見直しを行っていくものとする。

一方、先行き楽観のできない財政環境の中で、財政の硬直化を防ぎ、新しい行政課題に対応するためには、指定管理者制度の活用、業務委託の拡大、再任用職員の活用などを通じて職員配置を見直し、人的資源を重点的・効果的に配置していく。

(2) 民間資源の多様な活用

区はこれまで行政運営の効率化や区民サービス向上のため、施設の管理を中心に業務委託を進めてきたところである。現在、規制改革の流れの中で、民間事業者が行うことができる行政サービスの分野や受託事業者の範囲が広がって

おり、行政サービスを十分に担える力をつけてきている。こうしたことから今後は、行政責任に配慮しつつ、施設管理において民間の能力やノウハウを活用する指定管理者制度を導入するほか、区民サービスの向上と行政の簡素・効率化が図れるものについて積極的に民間資源を活用していく。その際には、個人情報保護に一層の注意を払っていくものとする。

(3) 職員の意識改革と人材活用

急速な時代の変化の中で多様な区民要望に応えるためには、職員一人ひとりが業務遂行能力の向上を図るとともに、区民感覚を磨き、常に創意工夫をこらし、区民の目線に立った施策形成能力を持つことが必要である。このため、人材育成基本方針を策定し、職員の意識改革と能力開発を図り、時代の要請に応える職員の育成を図る。

また、高度化・専門化する行政分野に対応するため、専門知識や経験を要する業務への民間人の登用や経験者採用を行うなど多様な職員を活用していく。

3 健全で持続可能な財政運営

(1) 財政の弾力性の確保とフレーム予算の推進

現行のサービス水準を安定的に維持するとともに、より質の高い事業を展開するためには、健全な財政運営による弾力性のある財政基盤を確立することが必要である。そのため、歳出においては、職員配置の適正化による人件費の抑制、経常経費の節減や公共工事コストの縮減などに取り組むほか、歳入においては区民税や国民健康保険料、各種の使用料や貸付金などの収納率向上に努める。さらに、受益者負担の適正化の観点で負担金や使用料等を見直すとともに、新たな視点に立って自主財源の確保を図っていく。また、部局の予算枠を事前に明示するフレーム予算による庁内分権を推進し、部局の責任と主体性のもとに事業の新設と見直しを平行させるスクラップ・アンド・ビルドを行い、限ら

れた財源を有効に活用していく。

(2) 既存ストックの有効活用

区民の施設サービスに対する需要や要望が変化し多様化している。本区では既に公共施設整備が一巡しており、新たな施設を整備していく段階から、既存ストックをより有効に活用していく段階にある。このため、今後の施設運用に当たっては、必要性や役割が薄れている施設についてはあり方を見直すとともに、多目的な活用、ネットワーク化などによる効果的な利用を図っていくものとする。特に学校は地域の拠点であり、区民にとっても一番身近な施設であることから、学校の利用を学校教育だけに限定せず広く地域での活用を推進する。

また、既存施設の大規模改修や老朽化した施設の改築には多額の財政負担が伴うことから長期保全計画を策定し、計画的な改修、改築に努めるとともに、施設の建設コストだけでなく、維持・改修というライフサイクルのコストも見据えた取組を行う。

(3) 成果重視のマネジメントサイクルの構築

従来の行財政運営は、個別的な事務事業を事前に評価し次年度の事業計画を策定する予算編成を中心とする仕組みの中で行われてきた。今後は行政全体のシステムとして、計画、実施、評価、改善・見直しを継続的に行うマネジメントサイクルを構築し、成果を重視する事後評価型の行財政運営を行っていく。評価に当たっては区民の視点に立つ考え方を徹底し、「区民満足度」などによる成果の指標を取り入れ、区民の税金を投入した施策や事業が、現実の成果としてどのように役立っているのかを検証していく。

こうしたマネジメントサイクルの確立により、限られた財源や人的資源を区民生活にとってより必要な分野に振り向け、簡素で効率の良い区政を実現していく。

付表 行政改革の取組項目一覧

この大綱に基づいて当面(主に平成17・18年度)取り組む項目は次のとおりである。

なお、今後は取組の進展にあわせて一定期間ごとに項目の追加を行っていく。

1 区民に密着した区政運営

(1) 区民との連携の推進

No.	項目	説明
1	協働の指針作成	NPOなど多様な地域団体との連携・協働を進めるための指針を作成
2	地域人材バンクの創設	各分野の知識や経験を持つ区民を公募・登録することにより区民のノウハウを活かす方策を検討
3	コミュニティビジネス（区民による地域貢献型事業）の支援	地域の課題を区民が主体的に地域の人材・施設・資金などを活かして解決するコミュニティビジネスの支援を検討

(2) 開かれた区政の実現

No.	項目	説明
4	インターネットによる区政情報の公開	区政概要、会議録、入札情報などをインターネットで提供
5	ホームページの充実	わかりやすく必要な情報が入手できるよう構成を見直し充実 携帯端末による提供も実施
6	メールマガジンの発行	行政課題別あるいは区の方針策定時に情報を伝えるオーダーメイド型広報を検討
7	区政出前講座の開設	特定のテーマについて職員がまちへ積極的に出向き、区政への疑問、提言など自由に話し合う場の検討
8	区政運営の状況の公表	区の財政状況の公表を区民に分かりやすいよう充実（財政白書）
9		職員の任用、給与、勤務時間、分限、懲戒、服務、研修、勤務成績評定等の状況を公表
10	公共工事の入札・契約手続の透明性向上	電子調達の導入
11		外部委員による入札監視委員会の設置
12	パブリックコメント（意見公募）制度の導入	インターネットを活用し区政の計画や主要な施策などで実施

No.	項目	説明
13	グリーンペーパー（政策提案型広報）の導入	区政の諸課題を整理・公表し解決の方向性を区民とともに考える

(3) 区民サービスの一層の向上と電子区役所の構築

No.	項目	説明
14	窓口事務のスピードアップ	窓口サービスの向上を図るため本庁・出張所の戸籍事務電算化を実施
15		年度末・年度始めの土曜臨時窓口の開設
16	出張所機能の充実	地域施設としての機能の拡充
17	図書館サービスの充実	図書館の開館日・開館時間の延長
18	住記カードの活用	各種施設利用券や図書管理用カードなどとの統合を検討
19	電子申請の導入	東京電子自治体共同運営協議会が開発しているシステムの導入を検討
20	各種申請書類の電子提供	インターネットで入手できる申請書類を拡大
21	インターネットによる公共施設予約サービスの拡充	保養所、運動場、社会教育会館に加え、対象施設を拡大

2 柔軟で機動的な執行体制

(1) 組織の見直しと職員配置の適正化

No.	項目	説明
22	危機管理担当組織の整備	平常時から危機管理の態勢整備を図り全庁的・組織的に取り組む
23	保健・医療・福祉の連携強化	保健・医療・福祉サービスの効果的・効率的運営を図るため福祉部と保健衛生部を統合
24	情報システム部門の再編	電子区役所推進のための中核部門として機能強化
25	監査体制の強化	部長級組織とし各部局に対する監査体制を強化

No.	項目	説明
26	出張所戸籍係の廃止	戸籍の電算化に伴い特別出張所戸籍係を廃止
27	道路公園維持管理体制の見直し	土木詰所の再編
28	事務改善の推進	文書処理の合理化と庁内情報の共有化を進めるため文書管理の電子化を検討
29		庁内のコンピューターネットワークを活用し人事給与事務などの内部事務処理を効率化
30	職員配置の適正化	5年間で10%程度削減 (16.4.1現在 1671人)
31	再任用職員の活用	再任用職員の経験を活かす職場の拡大
32	財政支出監理団体等の活用	まちづくり事業を中核とした中央区都市整備公社の再編
33		観光施策を充実するため観光協会を機能強化

(2) 民間資源の多様な活用

No.	項目	説明
34	業務の委託化	本庁電話交換業務を委託
35		区立区営住宅の管理に業務委託を検討
36		図書館の受付業務等に業務委託を検討
37		保健所検査室業務の委託検討
38		学校給食調理業務の委託拡大
39	人材派遣の活用	職員の育児休業・長期病休などに臨時的活用を検討
40	指定管理者制度の活用	既存の管理委託施設に導入するとともに、直営施設への活用を検討
41	講習講座の見直し	民間で実施されている講習講座と類似する事業は廃止を含め検討

(3) 職員の意識改革と人材活用

No.	項目	説明
42	人材育成基本方針の策定	職員育成の目的・方策を示す総合的指針を策定
43	職員顕彰制度の創設	職員の創意や努力を顕彰する制度の検討
44	多様な人材の活用	民間人の登用拡大
45		経験者採用の拡大と任期付採用等の導入検討

3 健全で持続可能な財政運営

(1) 財政の弾力性の確保とフレーム予算の推進

No.	項目	説明
46	公共工事のコスト縮減	維持・改修も含めたライフサイクルコストを重視する施設設計
47	区民税・各種使用料等の収納率向上	いつでもどこでも公金の納付ができるマルチペイメントの導入検討
48		利便性の向上を図るためコンビニ収納の検討
49		使用料などの未収金対策を強化するとともに法的手段の活用も検討
50	使用料・手数料の見直し	受益者負担適正化の観点に立つ定期的な見直し
51	フレーム予算の推進	庁内分権による経費の節減と、ニーズに素早く応える事業展開

(2) 既存ストックの有効活用

No.	項目	説明
52	施設ストック活用の方針策定	既存施設の利用状況の検証と活用方針を策定
53	施設存続の見直し	宇佐美臨海テニスコート、館山臨海学園の廃止を含めた検討
54	学校施設の活用	柏学園、宇佐美学園の有効活用
55		小学校施設を児童の放課後健全育成に活用
56		特別教室の地域開放
57	未利用地の活用	区有未利用地の点検を行い、処分を含む活用策を検討

(3) 成果重視のマネジメントサイクルの構築

No.	項目	説明
58	マネジメントサイクルの構築	マネジメントサイクルを構築し、成果重視による継続的な事務事業の見直し